

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成23年11月11日京都市条例第16号）（都市計画局都市企画部都市総務課）

放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行に伴い、京都市風致地区条例ほか3条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、平成23年11月11日から施行することとしました。

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成23年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第16号

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(京都市風致地区条例の一部改正)

第1条 京都市風致地区条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号ク(イ)を削り、同号ク(ウ)中「放送法の規定による放送事業」を「基幹放送(放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)」に改め、同号ク中(ウ)を(イ)とし、(エ)を削り、(オ)を(ウ)とし、(カ)を(エ)とする。

(京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部改正)

第2条 京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を次のように改正する。

第7条第9号イを削り、同号ウ中「放送法の規定による放送事業」を「基幹放送(放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、オをウとし、カをエとする。

(京都市自然風景保全条例の一部改正)

第3条 京都市自然風景保全条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第17号イを削り、同号ウ中「放送法の規定による放送事業」を「基幹放送(放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、オをウとし、カをエとする。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部改正)

第4条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第11号ウ中「第2条第2号の5」を「第2条第18号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市総務課)